

市営住宅だより

平成29年春号(平成29年3月1日)

サービスセンター問い合わせ

(編集・発行) 新潟市役所住環境政策課
(問い合わせ) TEL:025-226-2817

・万代サービスセンター: 中央区万代4-1-8文光堂ビル2階
TEL:025-374-5410 (北区, 東区)
営業時間 平日8:30~18:00 土曜日8:30~12:00

・白山サービスセンター: 中央区白山浦1-614-5白山ビル1階
TEL:025-234-5252(中央区, 江南区, 秋葉区, 南区, 西区, 西蒲区)
営業時間 平日8:30~18:00 土曜日8:30~12:00

★★減免申請の受付がはじまります★★

平成29年度の市営住宅家賃・駐車場使用料の減免申請を 3月15日(水) から受け付けます。

下記に該当する方で、平成29年度の減免を希望される方は、年度ごとの申請が必要です。

詳しくは担当の市営住宅サービスセンターへお問い合わせください。

<家賃の減免を受けることができる世帯>

- 世帯全員の収入合計額が生活保護基準以下の世帯(障害年金など非課税分も含む)
- 長期入院のため、生活保護の住宅扶助費が停止されている世帯
- 天災及び火災により(家内にある)家財に著しい損害を受けた世帯

<駐車場使用料が減免される方>

- 自動車税または軽自動車税の減免を受けている方
- 駐車禁止除外指定者許可証の交付を受けている方

減免は自動的に更新されません。毎年度、申請が必要です。

注) 4月分から減免を受けるためには、4月末日までに申請する必要があります。

注) 5月以降に申請された場合は、申請月の翌月分から減免となります。

注) 減免を申請しても、不承認となる場合もあります。

●○家賃・駐車場使用料の支払いは、口座振替をオススメします○●

口座振替の申込書は各銀行窓口に備え付けてあります。

一度手続きすれば、毎月の家賃・駐車場使用料を支払う際に銀行へ行く手間が省けます。



■□除草は協力して行いましょう□■

◆市営住宅敷地内の除草は、入居している皆さんが協力して行いましょう。

草を放置したままにすると、ゴミの不法投棄、害虫の発生の原因ともなりますのでこまめに実施しましょう。気持ちよく市営住宅で生活していただくためにも、入居者の皆さん一人ひとりの協力が必要です。



◆◇みなし寡婦(寡夫)控除を適用します◇◆

平成29年度家賃より、いわゆる「みなし寡婦(寡夫)控除」を適用し、婚姻暦のないひとり親世帯について、公営住宅の入居者の収入算定上、寡婦(寡夫)の対象とすることとなりました。

次の①②③を全て満たす方について、みなし寡婦(寡夫)を適用します。

該当すると思われる方は、担当の市営住宅サービスセンターへお問い合わせください。

- ①婚姻暦がない(非婚)
- ②法律婚によらないで母(父)となった
- ③下記の寡婦(寡夫)控除における子の扶養及び所得額に係る要件を満たす

控除名	控除対象者	控除額
寡婦控除(非婚の母)	夫と離婚・死別等した後婚姻をしていない人等で扶養親族又は、子(所得38万円以下)を有する人、または夫と死別等した後婚姻をしていない人等で合計所得額が500万円以下である人	その人の所得から27万円を限度に控除
寡夫控除(非婚の父)	妻と離婚・死別等した後婚姻をしていない人等で生計を一にする子(所得38万円以下)を扶養しており、かつ合計所得額が500万円以下である人	その人の所得から27万円を限度に控除